

島根県報

平成30年7月20日 (金)

第 3,024 号 (每週火·金曜日発行)

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	(地	域	福	祉	課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
食品衛生法による登録養成施設の名称の変更の届出	(薬	事	衛	生	課)	2
解除予定保安林	(森	林	整	備	課)	2
指定施業要件の変更予定保安林 (3件)	(")	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示 (3件)	(")	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変	(中	小	企	業	課)	7
更の届出						
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	(建	築	住	宅	課)	8
【公告】						
特定計量器の定期検査の実施	(商	I.	政	策	課)	9
【特定調達公告】						
配光測定装置の購入に係る一般競争入札の実施	(港	湾	空	港	課)	10
【正 誤】						
平成30年2月23日付け島根県報第2,982号中	(森	林	整	備	課)	13

告示

島根県告示第503号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成30年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
斉藤歯科医院	益田市横田町426-6	平成30年3月13日
あんず調剤薬局	出雲市西神西町518-6	平成30年6月1日
アイ・プラス薬局上塩冶町店	出雲市上塩冶町2663番 6	平成30年7月1日

島根県告示第504号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団 田原医院	大田市久手町波根西1834-6	平成30年4月26日
斉藤歯科医院	益田市横田町426-6	平成30年3月12日
デンタルクリニック 樹	益田市乙吉町イ96-5	平成30年5月31日
有限会社 あんず薬局	出雲市西神西町518番地6	平成30年5月31日
有限会社 大東駅前薬局	雲南市大東町飯田40番地2	平成30年3月18日

島根県告示第505号

食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第16条(同令第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり登録養成施設の名称の変更の届出があったので、同令第20条第2号(同令第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成30年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録養成施設の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		发发千万口
島根大学生物資源科学部生命工学科	島根大学生物資源科学部生命科学科	島根県松江市西川津町	平成30年4月1日
		1060	

島根県告示第506号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成30年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 解除予定保安林の所在場所

浜田市金城町小国イ864-25からイ864-27まで・イ864-30・イ864-31 (以上5筆国有林)

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

浜田市金城町小国イ985-15 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第507号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3に おいて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
 - 邑智郡邑南町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡邑南町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第508号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する 同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所 浜田市三隅町湊浦399、401-1、401-11、401-16
- 2 保安林として指定された目的

風害の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第509号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する 同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
 - 邑智郡邑南町戸河内3141
- 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第510号

平成30年島根県告示第293号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成30年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方
浜田市三隅町西河内767、1682-1	溝邊 陽子
浜田市三隅町西河内844、848、851、1650、1651、1786-2、	斉藤 護
1808、1809	
浜田市三隅町西河内846、1812	大崎 繁夫
浜田市三隅町西河内847、1810	西藤 弥惣
浜田市三隅町西河内1554-1	岡田 鶴
浜田市三隅町西河内1556-1、1556-2	田城 イツ
浜田市三隅町西河内1557-1、1559	本田 三男
浜田市三隅町西河内1561-3	江川 新吉
浜田市三隅町西河内1561-3	永見 政次郎
浜田市三隅町西河内1621、1622、1631、1649-1	齋藤 潤三
浜田市三隅町西河内1803	松本 直太
浜田市三隅町西河内1804	濱村 徳太
浜田市三隅町西河内1811	西藤 美香
浜田市三隅町西河内1814-1	栗山 堅太郎
浜田市三隅町西河内1851-2	諏訪神社
浜田市三隅町西河内1886-1	岡田 與次郎

島根県告示第511号

平成30年島根県告示第294号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成30年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方
浜田市三隅町矢原319、320、2410-1	三浦 節佳
浜田市三隅町矢原485、2432-4	寺戸 義友
浜田市三隅町矢原486、2435、2435-1	有限会社 井廻運輸
浜田市三隅町矢原489-2	寺戸 武雄
浜田市三隅町矢原1095-2、1096、1096-1、1098、1101-1、	潰田 典枝

1101-2、1101-5、2727-13から2727-15まで、2727-19	
浜田市三隅町矢原1102-1、1102-3、1104-1、1110-1、	潰田 武志
1112-3、1113、1118、1118内2、1118内3、1119-1、1119-	
3, 1119-5, 1120-1, 1120-3, 1122-1, 1122-3, 2705	
-1、2705 -7 、2706 -1 から2706 -3 まで、2706 -9 から2706	
-11まで、2726-2、2726-3、2726-7、2727-7、2727-	
12、2730、2730内2、2730内3	

島根県告示第512号

平成30年島根県告示第308号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成30年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4	大溝 音助
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4	片山 節三郎
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4	来原 宗輔
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4	佐々井 正吉
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4	中元 文次郎
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4	宮本 亀吉
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4	宮本 善七
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4	宮本 義友
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4	山本 角藏
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4	山本 利雄
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	大溝 菊五郎
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	大溝 百藏
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	岡村 トキ子
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	樋谷 悦次郎
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	片山 林治
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	角河 幸平
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	神田 正義
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	斉藤 静雄
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	佐々木 茂美
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	佐々利 義助
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	澄川 輝夫
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	高橋 松次郎
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	高橋 松治郎
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	田中 兵次郎
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	富安 通正

鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	長井 ナカ
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	長井 利喜松
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	中田 繁太
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	中田 ヒサ子
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	中田 又三郎
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	西山 種治
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	深川 和吉
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	槇田 梅三郎
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	松前 政光
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	無限責任藏木信用販賣購買利用組合
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	宗本 軍作
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	山本 芳太郎
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-5、三郎助934	澄川 多賀太郎
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-5、三郎助934	谷口 利作
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-5、三郎助934	椿 徳藏
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-5、三郎助934	中元 甫
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-5、三郎助934	新田 ミツコ
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-5、三郎助934	橋本 又三郎
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-5、三郎助934	丸山 初佐衛門
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-5、三郎助934	山本 シナ
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷936	樋谷 竹治
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷936	長井 政吉
鹿足郡吉賀町沢田段原886-1	近藤 トラヨ
鹿足郡吉賀町沢田段原886-1	坂折 喜作
鹿足郡吉賀町沢田段原886-1	坂元 正一
鹿足郡吉賀町沢田段原886-1	野村 音次郎
鹿足郡吉賀町沢田段原886-1	山本 亀吉
鹿足郡吉賀町沢田段原889	木村 英樹
鹿足郡吉賀町沢田馬橋1107、1107-2	能美 克弥

島根県告示第513号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成30年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 丸合安来店 島根県安来市安来町865-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 鳥取県米子市東福原二丁目19-48

(3) 変更した事項

大規模小売店の名称

(変更前) 安来ショッパーズ

(変更後) 丸合安来店

(4) 変更の年月日

平成30年7月10日

2 届出年月日

平成30年7月10日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

安来市政策推進部商工観光課(安来市安来町878番地2)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第514号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値(平成28年島根県告示第237号)の一部を次のように改正し、平成30年7月20日から施行する。

平成30年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表松江市の項中「第916号」を「第911号、916号」に、「及び第9号棟」を「並びに第9号棟第103号及び」に、

湖北	中層耐火構造4階建	昭和58	0.90	を
-]
湖北	中層耐火構造4階建	昭和58	0.90	
			(第1号棟第101号 の住戸にあっては、	に、
			0. 92)	
-]
新古曽志	中層耐火構造 3 階建	昭和63	0. 94	

第3,024号	島根	県 報		平成30年7月20日
		平成元		
		平成2		を
		平成3		
		平成4		
新古曽志	中層耐火構造 3 階建	昭和63	0.94	
		平成元	(第316号及び第811	
		平成2	号の住戸にあって	に、「第512号」を
		平成3	は、0.96)	
		平成4		
第314号、第512号」	に改め、表益田市の項中			J
高津	中層耐火構造4階建	平成 4	0.98	
印件	丁/盲顺/八冊/旦4/百座	平成 5	0. 30	
		平成 7		を
	中層耐火構造 3 階建	平成4	-	
	,			1
高津	中層耐火構造4階建	平成4	0.98	
		平成 5	(第112号及び第412)~ 7/- 7/- 大震士士の
		平成 7	号の住戸にあって	に改め、表雲南市の
	中層耐火構造 3 階建	平成4	は、1.00)	
Г		,		J
上郡	中層耐火構造 3 階建	昭利	п56	0. 94
中		昭和	п57	<i>E</i>
	·	•	-	
上郡	中層耐火構造 3 階建	昭和56). 94
		昭和57	(第112号、第113号、	第
			115号及び第116号の何	に改める。 注戸
			にあっては、0.96)	
<u> </u>				
	公		告	
	<u> </u>		<u></u> _	

計量法 (平成4年法律第51号) 第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

平成30年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号の非自動はかり(同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり

- 2 実施する定期検査
 - (1) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域	
11月26日から12月21日まで	特定計量器の所在の場所	大田市、川本町、美郷町	

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
9月5日から11月22日まで	特定計量器の所在の場所	大田市、川本町、美郷町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市町村	検 査 期 日	検 査 時 間	検 査 場 所
大田市	9月4日	13時30分から16時まで	大田市役所
	9月5日	10時から16時まで	
	9月6日	9時30分から15時30分まで	
	9月7日	9時30分から14時まで	
	9月10日	13時から16時まで	
	9月11日	9時30分から15時30分まで	
	9月12日	9時30分から16時まで	
	9月13日	9時30分から16時まで	
美郷町	9月26日	9時30分から16時まで	美郷町役場
川本町	9月27日	9時30分から14時30分まで	川本町役場

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成30年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達件名及び数量 配光測定装置 一式
 - (2) 入札案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年3月29日(金)

(4) 納入場所

島根県隠岐郡隠岐の島町岬町岬1889-12 島根県隠岐空港管理所

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」中分類「(6)光学計測機器」又は大分類「4機械器具類」中分類「(9)諸機器」に登録されている者であること。
- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除 措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム(以下「電子調達システム」という。)により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 入札参加希望者に要求される事項
 - (1) この入札に参加を希望する者は、平成30年8月8日(水)午後4時までに、島根県土木部港湾空港課空港整備グループ(島根県松江市殿町8番地)宛てに入札説明書に定める入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
 - (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- 5 入札期間、開札の日時等
 - (1) 電子調達システムによる入札の期間 平成30年8月23日 (木) 午前9時から同月24日(金)午後4時まで
 - (2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

平成30年8月24日(金)午後4時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部港湾空港課空港整備グループ

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年8月27日(月)午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部港湾空港課空港整備グループ

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成30年8月8日(水)までの間、電子調達システムにより交付する。 なお、これにより難い場合は、次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から平成30年8月8日(水)までの日(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1 条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

ア 島根県松江市殿町8番地 島根県土木部港湾空港課空港整備グループ

イ 島根県ホームページ上

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入 札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 郵便入札

平成30年8月24日(金)正午までに島根県土木部港湾空港課空港整備グループ(島根県松江市殿町8番地)に必着とする。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県土木部港湾空港課に報告するとともに警察に 通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Complete Set of Light Distribution Measuring equipment for Airport
- (2) Desired Date of Delivery: March 29, 2019
- (3) Place of Delivery: Shimane Oki Airport Administration Office, 1889—12 Misaki, Misaki—machi, Okinoshima—cho, Oki—gun, Shimane, Japan
- (4) Bid tendering date and time: From August 23, 2018, 9:00 a.m. to August 24, 2018, 4:00 p.m.
- (5) Contact point for the notice: Harbor and Airport Division, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, Japan 690-8501 (Phone: 0852-22-5934)

正誤

平成30年2月23日付け島根県報第2,982号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
5	島根県告示第84号中	530-124(国有林。次の図に示す部分に	530-124(次の図に示す部分に限る。)
		限る。)・530-124(次の図に示す部分	
		に限る。)	